

平成26年10月30日

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、19都道府県の30人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。9月25日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 19都道府県30人

(北海道2、岩手県1、埼玉県3、千葉県2、東京都3、神奈川県2、福井県1、愛知県2、京都府1、大阪府3、兵庫県1、鳥取県1、山口県1、香川県1、愛媛県1、高知県2、福岡県1、長崎県1、鹿児島県1)

数字は人数

- ※ 鳥取県、高知県での強制執行の申し立ては初
- ※ 予告は平成26年9月25日までに実施済み